平成２９年（フ）第７７号
北海道夕張郡栗山町字継立197番地５
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１８５号
北海道帯広市西３条南27丁目１番地18　サンブライトハイツＮｏ２―201
債務者　坪井　敬通
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
北海道帯広市西８条南３丁目12番地５
債務者　髙橋　　勝
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
岩手県下閉伊郡岩泉町袰野字宮本58番地２、申立時の住所岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中野６番地４　岩泉中野仮設団地２―３
債務者　加藤　丈照
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２号
福島県いわき市常磐湯本町下浅貝46番地　市営住宅２―501、住民票上の住所福島県いわき市草木台２丁目３番地の５
債務者　西牧　省二
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１４４９号
千葉県船橋市七林町116番地　タウンコート七林205号
債務者　矢﨑　安美（旧姓篠生）
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５２０号
千葉県市原市姉崎886番地16
債務者　天羽　幸子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３５号
千葉県八千代市米本2266番地２
債務者　和田　直也
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４２号
千葉県市川市南行徳１丁目５番17号　（セントラルハイツ101号）
債務者　宮城　正敏
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５４号
千葉市中央区出洲港７番12号
債務者　阿部　裕子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８２号
千葉県習志野市本大久保２丁目４番７―210号
債務者　関　　正美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６０５号
千葉市若葉区加曽利町1293番地66　加曽利ハイリビング壱番館101号
債務者　小笠原政元
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１０号
千葉市稲毛区作草部町979番地11
債務者　中山　拓也
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１６号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1522番地22
債務者　渡邊みゆき
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１５号
千葉市若葉区貝塚町372番地１　生活支援集合住宅ふるさと
債務者　髙橋　健一
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９３２号
名古屋市西区五才美町92番地　ファーストハイツ愛202号、従前の住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩2192番地443
債務者　木村　正吾
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８４号
岡山県津山市一方285番地　佐良山団地４―102号
債務者　小椋　稔之
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
岡山地方裁判所津山支部